民生委員・児童委員協力員の手引き

「かすがいミンジー」

令和７年４月

春日井市

目　次

民生委員・児童委員協力員とは　・・・1
1　制度の概要
2　基本的な考え方
3　制度のイメージ図

協力員の活動内容　・・・4
1　協力員ができること
2　民生委員が行うもの（協力員ではできないこと）
3　活動報告書の提出

協力員制度の活用事例　・・・9

協力員活動においての留意事項　・・・12
1　身分証明書の携帯
2　個人情報の取り扱い
3　政治活動の禁止

協力員の推薦・委嘱手続きについて　・・・14

その他　・・・15
1　活動費の支給
2　ボランティア活動保険への加入
3　協力員の再任を希望する場合
4　協力員を辞任する場合

Ｑ＆Ａ　・・・17

要綱・各種様式

民生委員・児童委員協力員とは

民生委員・児童委員（以下「民生委員」という）は、地域住民の相談事に応じて、関係機関へつないだり、高齢者・障がい者、子どもたちの見守りを行ったりなど地域福祉の担い手として様々な活動を行っています。

しかしながら、近年の少子高齢化社会の急速な進展により、ひとり暮らし高齢者世帯や複合的な問題を抱えた世帯が増加しており、民生委員への相談内容や活動内容も多岐にわたり、負担が増大している傾向にあります。また、定年年齢の引き上げや働ける間は仕事を続けることを希望する人も増えていることなどから、仕事をしながら活動を行っている民生委員が増加していることや民生委員の担い手不足の問題も生じています。

そこで春日井市では、民生委員の負担を少しでも軽減し、仕事をしながらでも活動しやすい民生委員活動の実現を図る一つの手段として、また新たな地域福祉の担い手の人材を育成することも目的として、民生委員活動を補佐・協力する民生委員・児童委員協力員（以下「協力員」という）を設置する制度を導入することとします。

1　制度の概要

（１）民生委員１人につき、１人の協力員を設置することができます。
※主任児童委員を除きます。希望しない人は設置する必要はありません。

（２）協力員の設置を必要とする民生委員自身が、一緒に活動するうえで信頼できる人を選任し、地区民生委員児童委員協議会会長（以下「地区民児協会長」という）へ設置希望を申し出ます。申し出を受けた地区民児協会長は、設置の必要性と候補者の適格性を判断して、市長に推薦し、市長が委嘱します。

（３）協力員は、民生委員の指示・指導のもと活動を補佐します。

（４）協力員の任期は１年です。ただし、補佐する民生委員の任期まで再任は可能です。また、任期途中の辞任も可能です。

（５）協力員には、民生委員と同様に、守秘義務、立場を利用した政治活動の禁止が課せられます。

（６）協力員には、市から活動費を支給します。

2 基本的な考え方

協力員の活動は、民生委員の活動を補佐・協力するものですので、地域福祉活動の中心となるのは、あくまで民生委員です。

協力員が活動を行うには、民生委員の相互の協力が重要になります。活動のパートナーとして連携して活動するために、報告・連絡・相談ができるよう心掛けてください。

3 制度のイメージ図

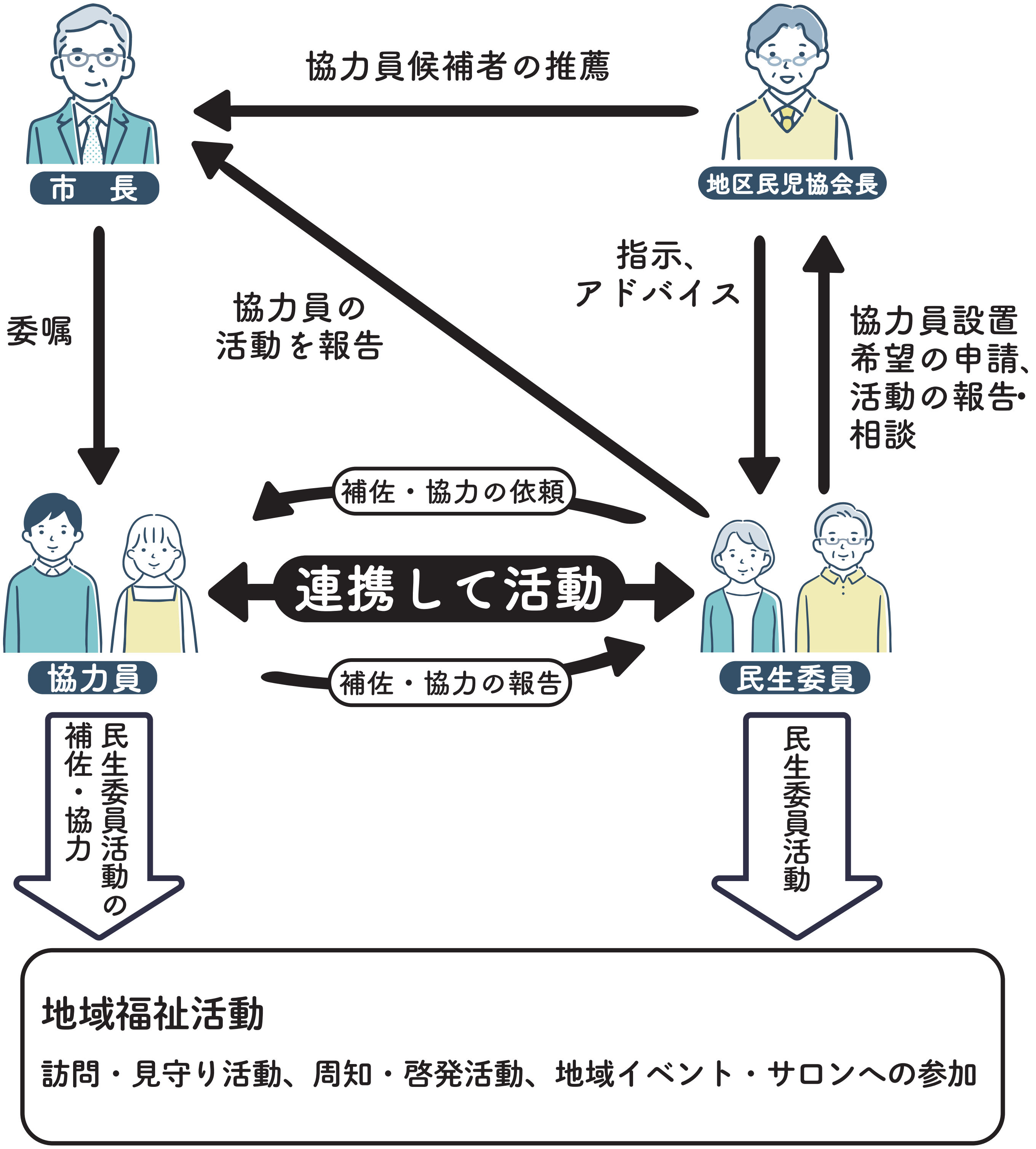
協力員候補者の推薦
市 長
地区民児協会長
委嘱
協力員の
活動を報告
指示、
アドバイス
協力員設置
希望の申請、
活動の報告・
相談
補佐・協力の依頼
連携して活動
補佐・協力の報告
協力員
民生委員
民生委員活動の
補佐・協力
民生委員活動
地域福祉活動
訪問・見守り活動、周知・啓発活動、地域イベント・サロンへの参加

協力員の活動内容

　協力員は、自らの判断で活動するものではなく、民生委員の指導・指示のもと、次の活動を行います。協力員がどこまで民生委員の補佐・協力を行うかは、民生委員と調整をしてください。また、活動を行ったときは必ず民生委員に報告してください。

1　協力員ができること

❶　民生委員に同行して対象者宅へ訪問

（例）地域の実情把握調査の調査時、異性のひとり暮らし高齢者宅へ民生委員１人では訪問しづらい場合に、同行して訪問する。

❷　地域の見守り活動

（例）高齢者宅へ訪問し、声掛けや安否確認を行う。
（例）子どもの登下校時の見守り活動を行う。

❸ 周知・啓発活動

（例）地域の実情把握の調査の実施前にお知らせのチラシを配布する。
（例）地域行事の案内チラシ、特殊詐欺防止などの啓発チラシを配布する。
（例）高齢者サロンの場で熱中症予防の啓発を口頭で行う。

❹ 地域行事などへの参加

（例）高齢者サロン、子育てサロンに参加・協力する。

❺ 地区民生委員児童委員協議会定例会への代理出席

（例）都合が悪くて定例会を欠席する民生委員の代わりに出席し、
資料の受け取りや会議内容を民生委員に伝達する。

2 民生委員が行うもの（協力員ではできないこと）

❶ 地域の実情把握に関する調査の実施

（例）協力員が一人で対象者宅へ訪問し、調査を実施する。

❷ 具体的な相談についての支援、それに伴う関係機関への連絡

（例）高齢者から、介護保険のサービス利用の件で相談を受けたため、サービスの内容を説明し、地域包括支援センターを案内する。

（例）地域住民から生活費のことで相談を受けたため、本人に付き添い、生活支援課へ相談に行く。

※人命に関わる等の緊急時の消防・警察等への連絡は、この限りではありません。

❸ 金銭を取り扱う業務

（例）敬老金を対象者へ贈呈する。

（例）赤い羽根共同募金の法人募金を依頼するため、企業へ訪問し、募金を受け取る。

❹ 民生委員の固有の業務

（例）生活福祉資金貸付に関する事務を行う。

（例）生活保護の葬祭扶助に関しての対応を行う。

❺ 民生委員が構成員になっている会議への代理出席

（例）民生委員が委嘱されている市の審議会の会議に、民生委員の都合が悪く出席できないため、代わりに出席する。

3　活動報告書の提出

協力員は、毎月の活動状況を「春日井市民生委員・児童委員協力員活動報告書」（第３号様式）に記入し、補佐する民生委員に提出します。

民生委員は、内容を確認した上で市へ提出します。

活動報告書の報告事項については、以下のとおりです。

(1)　活動日数

その月に協力員として活動した日数を報告してください。

(2)　活動件数

①　訪問・地域見守り活動

民生委員と同行して調査の対象者宅へ訪問したとき、安否確認を兼ねた声掛けのための訪問をしたとき、子どもの登下校時の見守りを行ったときなどが報告対象になります。訪問、見守り等、それぞれ１回につき１件と数えてください。例えば、声掛けのため、１日に同じ対象者宅へ２回訪問した場合は、２件と数えてください。

②　周知・啓発活動

調査実施の事前お知らせのチラシや特殊詐欺の啓発チラシを配布したとき、熱中症に関する注意喚起を口頭で行ったりしたときなどが報告対象になります。１か所にとどまって活動を行った場合は１件、訪問して活動を行った場合は、１軒のお宅への訪問につき１件と数えてください。

③　地域行事等への参加

地域で実施した行事や高齢者サロン、子育てサロンに参加・協力したときが報告対象になります。１回の行事、サロン活動参加につき１件と数えてください。

④　地区民児協への代理出席

民生委員の代わりに地区民児協の定例会に出席したときが報告対象になります。

⑤　その他の活動

上記のいずれにも該当しない活動を行った場合の件数を報告してください。

（3） 民生委員・児童委員との連絡調整回数

民生委員から指示を受けたり、活動内容を報告したりするために、電話やメール等で連絡を取り合った回数を報告してください。

※協力員活動メモは、活動報告書作成やご自身の活動の記録として適宜使用してください。市への提出は不要です。

協力員制度の活用事例

1

地域の実情把握に関する調査で、異性のひとり暮らしの自宅へ一人で訪問することに不安を感じる。

→自分とは異性の協力員を設置することで、調査時に同行してもらうことが可能になり、精神的負担軽減につながる。

2

新しく民生委員に就任したが、初めてのボランティア活動で、実情を把握できていない地域もあり、不安を感じる。

→前任の民生委員に協力員をお願いし、引継ぎをしてもらいながら一緒に活動することができ、勉強にもなり、安心することができる。

3

仕事をしながら民生委員活動をしており、昼間に開催される地区民児協の定例会に出席できない時があるが、欠席時の会議の内容を把握したい。

→協力員を設置し、自分の代わりに定例会に出席してもらうことで、当日の資料の受け取りや会議で話し合われた内容を伝えてもらうことができ、情報共有が可能となる。

4

同居する親の介護が必要となり、民生委員活動に専念できる時間が減り、今までと同じ活動ができなくなった。

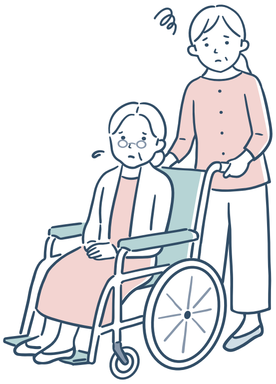

→協力員を設置し、協力員ができる啓発チラシの配布や自分の代わりに高齢者サロンに参加してもらうことで、地域福祉活動は維持しつつ、自分の負担は減らすことができる。

5

自分が住んでいる町とは違う町も担当区域に入っているが、町内会と連携して見守り活動を行いたいと思っても、町内の事情が分からず依頼しにくい。

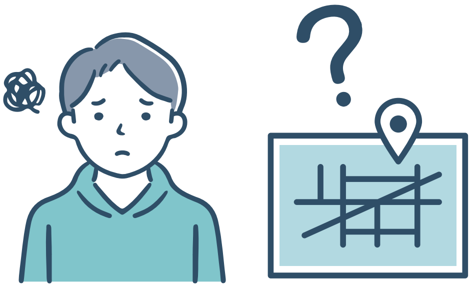

→自分が住んでいる町とは違う町に住んでいる人に協力員になってもらい、町内会との顔つなぎをしてもらうことで、町内会との連携が図れ、見守り活動も円滑に実施することが可能になる。

※ここで紹介した事例以外でも、様々な活用方法があると考えられますので、協力員が必要と感じたときは、ぜひ制度を活用してください。

協力員活動においての留意事項

1 身分証明書の携帯

協力員が活動を行う際は、市が交付する「春日井市民生委員・児童委員協力員身分証明書」を必ず携帯し、関係者から請求があった場合は、提示してください。

2 個人情報の取り扱い

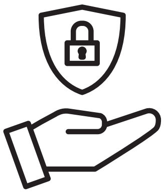

協力員として活動を行うと、地域住民の情報を扱うことが多くありますが、協力員には民生委員と同様に守秘義務があります。活動で知り得た秘密を他に漏らしてはいけません。また協力員退任後も同様です。

個人情報等の秘密を守るために、次のことについて注意してください。

本人から同意を得る

行政や民生委員以外の機関等に情報提供する場合、本人から同意を得るようにしてください。

うっかり情報漏洩に注意する

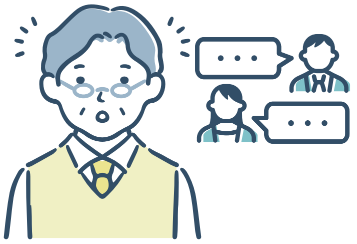

飲食店などで、地域住民の名を挙げて民生委員と話をすることや訪問宅の玄関先で個人情報を含んだ内容を大きい声で話をすることは避けてください。

また、ご自分の家族に対しても、活動で知り得た情報について話すことのないようにしてください。

必要のない情報は
持ち出さない

訪問状況を記録したメモなど、個人情報が記載されている書類を紛失すると個人情報漏洩につながりますので、必要以上に持ち出さないでください。

不要になった個人情報は
破棄する

不要になった個人情報が記載されている書類は、個人情報がわからないように裁断等をした上で、確実に破棄してください。ご自分で破棄することが難しい場合は、市へお持ちください。

3 政治活動の禁止

協力員の地位を利用した政治活動は行わないでください。

（例）協力員の肩書を使い、特定の立候補者の応援演説を行う。

協力員の推薦・委嘱手続きについて

1　民生委員が、協力員候補者を選出し、地区民児協会長へ設置を要請

民生委員は、民生委員活動を行う上で協力員の設置の必要を感じた場合、一緒に活動していくうえで信頼できる人を自ら選出し、地区民児協会長に設置を要請します。

2　地区民児協会長は、協力員候補者の適格性等を判断

地区民児協会長は、民生委員の活動状況を確認、設置の必要性と民生委員が選出した協力員候補者について、要件にあっているか、民生委員と協力員の間に信頼関係が認められ、協力して活動を行うことが可能か判断します。

要　件

1. 社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富で、常識があり、社会福祉の活動に理解と熱意がある 18 歳以上の者。
2. 補佐する民生委員が所属する地区民生委員児童委員協議会が所管する地内に居住し、地域の実情をよく知り、住民が相談しやすい人柄であること。
3. 生活が安定しており、健康であって、協力員活動に必要な時間を割くことができる者。
4. 個人の人格を尊重し、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によって差別的な取扱いをすることなく職務を行うことができ、個人の生活上、精神上、又は身体上の秘密を堅く守ることができる者。

3　地区民児協会長は、市へ推薦書等を提出

地区民児協会長は、協力員の配置が必要で、協力員候補者が適格と判断された場合、次の書類を市へ提出し、協力員候補者を推薦します。

提出書類：春日井市民生委員・児童委員協力員推薦書（第 1 号様式）
誓約書（第 4 号様式）

4　市長は協力員を委嘱

市長は、推薦があった協力員候補者を協力員に委嘱します。

その他

1　活動費の支給

協力員は、民生委員と同様にボランティアのため、報酬はありませんが、活動の実費弁償相当額として市から月額 2,000 円の活動費を支給します。ただし、活動報告書を確認し、活動が１回もない月については、活動費の支給はありません。

活動費の支給開始月…協力員として委嘱された月

活動費支給時期…４月～９月分→ 10 月、10 月～３月分→翌年度４月

（民生委員一斉改選時…４月～11 月分→ 12 月､12 月～３月分→翌年度４月）

※途中で退任した場合は、退任月が支給終了月となります。

※委嘱時に「春日井市民生委員・児童委員協力員活動費　振込口座届」で指定していただいた口座に振込します。

2　ボランティア活動保険への加入

協力員は、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会のボランティア活動保険に加入します。加入手続き、保険料の負担は市で行います。

協力員活動中に起きた事故（転倒してケガをした等）に対して補償されます。

補償内容（ボランティア活動保険Ｂプラン）※詳細はパンフレットを確認してください

補償内容		補償金額
損害補償	死亡・後遺障害保険金	８４０万円
	後遺障害保険金	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金金額の 100%～ 42% の金額
	入院保険金日額	５，４００円
	手術保険金	入院中に受けた手術の場合 入院保険日額の 10 倍の金額 それ以外の手術の場合 入院保険日額の５倍の金額
	通院保険金日額	３，２００円
	特定感染症による後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金	上記の死亡保険金を除く、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金に同じ
	特定感染症による葬祭費用保険金	３００万程度
賠償責任補償	身体傷害・財物損壊共通	１事故につき（支払上限度額）５億円 免責金額無
	人格権侵害	

活動中に事故が発生した場合は､速やかに福祉政策課（TEL 85-6228）までご連絡ください。

3　協力員の再任を希望する場合

　協力員の任期は１年ですが、補佐する民生委員の任期まで再任することが可能です。協力員の再任を希望する民生委員は、「春日井市民生委員・児童委員協力員　再任要望願」を市へ提出してください。

4　協力員を辞任する場合

　何らかの事情により、任期の途中で協力員を辞任したい場合は、「春日井市民生委員・児童委員協力員辞任願」（第５号様式）を市へ提出してください。辞任願には、地区民児協会長と担当民生委員の署名が必要です。

　また、辞任する際は、身分証明書と個人情報が記載された書類をご返却ください。

問い合わせ

春日井市 健康福祉部 福祉政策課
電話：８５－６２２８
FAX：８４－８７３１
E-mail：fukusei@city.kasugai.lg.jp

Q & A

Q1　協力員の立場は？

民生委員は､厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員ですが､協力員はあくまで自発的に協力を行うボランティアという立場です。

協力員は、「春日井市民生委員・児童委員協力員の設置に関する要綱」（以下「要綱」という）に基づき、春日井市長が委嘱し、設置することとしています。

Q2　協力員の要件は？

協力員の要件については､「要綱第４条」または「協力員の推薦・委嘱手続きについて（P 14）をご覧ください。年齢の要件については､民生委員ＯＢの就任も想定しているため、18 歳以上の者とし、年齢の上限は設けていません。

Q3　協力員は必ず設置しなければならないのか？

協力員は、民生委員活動を補佐･協力する役割を担う人であるため､補佐・協力をしてもらう必要がなければ設置する必要はありません。

なお、協力員の設置は、民生委員（主任児童委員を除く）１人につき１人設置することができます。

Q4　主任児童委員は協力員を設置することができるのか？

主任児童委員の活動内容は、子どもや子育てに関する支援に特化されており、活動形態が地域の民生委員・児童委員と連携・協力して行われていることから、協力員の効果的活用が難しいと考えられるため、主任児童委員は協力員設置の対象外とします。

Q5　協力員の活動内容は？

協力員の活動内容については、「民生委員・児童委員協力員の活動内容について、「1 協力員ができること（P 4・5）」をご覧ください。

記載している活動の中で、どこまで民生委員の補佐・協力を行うかは、担当の民生委員によって必要とすることが異なると考えられますので、民生委員と調整をしてください。

Q6　協力員ができない活動は？

協力員ができない活動については、「民生委員・児童委員協力員の活動内容について、「2 民生委員が行うもの（協力員ではできないこと）（P 6）」をご覧ください。

協力員ができる活動か、判断の迷うことがありましたら、福祉政策課へ相談してください。

Q7　協力員の選出は誰がするのか？

　民生委員活動を行う上で協力員の設置を必要とする民生委員が、自ら候補者を選出し、地区民児協会長に設置の要請をします。
　協力員の選出から委嘱までの手続きについては、「協力員の推薦・委嘱手続きについて（P 14）」をご覧ください。

Q8　協力員よりも民生委員の欠員解消が必要ではないか？

　民生委員の欠員解消に向けた取り組みについては、町内会や地域包括支援センターなどの関係機関への候補者選出の協力依頼、窓口へチラシの設置などを引き続き行っていきます。
　その一方で、現役民生委員の負担軽減、担い手の確保についての取り組みも必要と考えており、その問題解決の手段の一つとして協力員制度を導入するものです。

Q9　協力員は次期の民生委員候補者なのか？

　協力員制度の目的は、民生委員の負担を軽減するため、また仕事をしながらでも活動しやすい環境を整備することを目的とした制度であり、次の民生委員候補者の選出を目的にしているものではありません。しかしながら、協力員を経験し、民生委員活動を理解した人が、将来的に民生委員に就任していただき、地域福祉の担い手不足が解消されることも期待しています。

Q10　民生委員の家族が協力員に就任することは可能か？

　民生委員活動を行う上で協力員の設置が必要であり、協力員の要件を満たす場合は、家族が協力員に就任することは可能です。

Q11　毎月の活動内容の報告方法は？

　協力員は、「春日井市民生委員・児童委員協力員活動報告書」（第３号様式）を毎月作成し、民生委員に提出します。民生委員は内容を確認した上で、市へ提出します。
　報告書の作成方法は「協力員の活動内容、3　活動報告書の提出（P７・８）」をご覧ください。

Q12　協力員に報酬は支給されるのか？

　協力員は、民生委員と同様に無報酬ですが、活動の実費弁償相当額として月額 2,000 円の活動費を支給します。こちらは非課税であり、収入申告をする必要はありません。ただし、活動報告書を確認し、活動が１回もない月については、活動費の支給はありません。
　詳しくは、「その他、１　活動費の支給（P 15)」をご覧ください。

Q13　就任した協力員の地域等への周知方法は？

協力員については、民生委員のように名簿を作成して配布することや文書で町内会等へお知らせすることはしません。

民生委員と同行して対象者宅へ訪問した時や地域の行事に参加した時に協力員に就任したことを民生委員から紹介してもらうなどの方法が考えられます。

Q14　協力員活動中のケガや事故等の対応は？

協力員は、ボランティア活動保険に加入します。加入手続きや保険料の支払いは市で行います。活動中に事故が発生した場合は、速やかに福祉政策課までご連絡ください。

詳しくは、「その他、２　ボランティア活動保険への加入（P 15）」をご覧ください。

Q15　協力員が途中で必要なくなった場合は？

何らかの事情で協力員が必要なくなった場合や、協力員自身の事情により協力員を続けることが難しくなった場合は、「春日井市民生委員・児童委員協力員辞任願」（第５号様式）を提出してください。

詳しくは、「その他、４　協力員を辞任する場合（P 16）」をご覧ください。

Q16 協力員は「地域の実情把握の関する調査」に関われるのか？

調査を実施するため、民生委員に同行して対象者宅へ訪問することができますが、調査のリストを市から提供を受けることや調査票を作成することはできません。

Q17 高齢者宅へ見守り活動のため一人で訪問した時に、介護サービスの事で相談を受けたが、どうすればよいか？

協力員は、介護サービスの相談や生活上の相談など、個別の相談に対して対応することはできません。相談を受けた場合は、内容を聞き取りして民生委員につないでください。

Q18 高齢者宅へ訪問したら家の中で倒れているのが外から見て分かった場合どうしたらよいか？

緊急性がある場合は、消防へ連絡、状況を説明し、救急車の要請をしてください。その後民生委員に連絡し、家族等の連絡先が把握していれば連絡をとってもらうようにします。

Q19 町内会の役員から、町内会主催のイベントの案内チラシを高齢者に配布し、周知してほしいと直接頼まれ、チラシを配布したが、この行為は協力員活動に該当するのか？

協力員は、民生委員の指導・指示のもと活動を行います。この場合は町内会の役員から依頼を受けて行っているため、協力員活動とは認められません。ただし、民生委員が町内会から依頼を受け、そちらを協力員に依頼し行った場合は、協力員活動と認められます。その他、協力員の活動か迷われる可能性がある例を挙げますので、参考にしてください。

活動例	回答・理由等
民生委員を活動場所まで、車で送迎のみを行った。	✕ 車の送迎のみでは、協力員の活動と認められない。民生委員を会場まで同乗させ、一緒に活動を行えば協力員の活動として認められる。
協力員が町内会の役員をしている。町内会で敬老会を実施し、役員として会の運営に携わった。その会には民生委員も招待があって出席していた。	✕ あくまで町内会の役員として運営に携わっているので、協力員の活動としては認められない。
町内会から民生委員に対して敬老会へ招待があり、都合が悪く出席できないと回答すると、協力員の代理出席でも構わないとのことだったので、代理出席した。	○ （地域行事等への参加）民生委員の代理として出席を依頼されているので、協力員の活動として認められる。
地区民児協で実施する管外研修に、地区の役員から誘われて参加した。	○ （その他の活動）協力員として見識を深めるための参加のため、民生委員の出欠席に関わらず協力員の活動として認められる。専門部会の研修への参加も同様とする。
たまたま近所であった人に、熱中症に気を付けるように話をした。	✕ ただし、民生委員からの指示で、高齢者宅を訪問して啓発をすることは協力員の活動（周知・啓発活動）として認められる。
自分が補佐する民生委員以外の民生委員から啓発チラシを配布するように依頼され、配布した。	✕ 自分が補佐する民生委員以外から依頼されて行った活動は、協力員の活動とは認められない。

要綱・各種様式

春日井市民生委員・児童委員協力員の設置に関する要綱

要綱本文

第１号様式　春日井市民生委員・児童委員協力員推薦書

第２号様式　春日井市民生委員・児童委員協力員身分証明書

第３号様式　春日井市民生委員・児童委員協力員　活動報告書

第４号様式　誓約書

第５号様式　春日井市民生委員・児童委員協力員辞任願

・その他様式

春日井市民生委員・児童委員協力員　再任要望願

春日井市民生委員・児童委員協力員活動費　振込口座届

民生委員・児童委員協力員　活動メモ

春日井市民生委員・児童委員協力員の設置に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号。以下「法」という。）に基づき活動を行う民生委員（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づき活動を行う児童委員を含む。以下同じ。）の負担を軽減するとともに、新たな地域福祉の担い手となる人材を育成することにより、市の地域福祉の増進を図るため、民生委員の活動を補佐する春日井市民生委員・児童委員協力員（以下「協力員」という。）を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

（協力員の設置）

第２条　民生委員の活動を補佐するため、協力員を置く。

2 協力員は、民生委員（主任児童委員を除く。）１人につき１人を置くことができる。

（職務）

第３条　協力員は、補佐する民生委員と連携し、その指示及び指導の下に、必要に応じて次の職務を遂行する。

⑴　訪問及び地域見守り活動

⑵　周知及び啓発活動

⑶　地域行事等への参加

⑷　地区民生委員児童委員協議会定例会への代理出席

（協力員の要件）

第４条　協力員は、次に掲げる要件に該当する者とする。

⑴　社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富で、常識があり、社会福祉の活動に理解と熱意がある 18 歳以上の者

⑵　補佐する民生委員が所属する地区民生委員児童委員協議会が所管する地区内に居住し、地域の実情をよく知り、住民が相談しやすい人柄である者

⑶　生活が安定しており、健康であって、協力員活動に必要な時間を割くことができる者

⑷　個人の人格を尊重し、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によって差別的な取扱いをすることなく職務を行うことができ、個人の生活上、精神上、又は身体上の秘密を堅く守ることができる者

（推薦）
第５条　民生委員は、その職務を遂行するに当たり協力員を必要とするときは、法第20条第１項の規定により組織された各地区の民生委員児童委員協議会の会長（以下「地区民児協会長」という。）に対し、自ら選出した協力員候補者を市長へ推薦することを要請することができる。
２　前項の規定による要請を受けた地区民児協会長は、当該民生委員の活動状況等を勘案し、協力員設置の必要性及び協力員候補者が前条に規定する要件に該当しているか判断するものとする。
３　地区民児協会長は、協力員候補者が前項の要件に該当すると判断したときは、市長に対し、春日井市民生委員・児童委員協力員推薦書（第１号様式）により、推薦するものとする。
（委嘱）
第６条　協力員は、地区民児協会長の推薦に基づき、市長が委嘱する。
２　市長は、委嘱する者に対し、春日井市民生委員・児童委員協力員身分証明書（第２号様式。以下「身分証明書」という。）を交付する。
３　協力員は、その活動を行うときは、常に身分証明書を携帯し、関係人から請求があった場合は、これを提示しなければならない。
（任期）
第７条　協力員の任期は、１年とし、再任を妨げない。ただし、補佐する民生委員の任期を超えることはできない。
（活動報告）
第８条　協力員は、活動状況について、補佐する民生委員に対し、連絡、報告及び相談を常に行い、かつ、補佐する民生委員を経由して市長に春日井市民生委員・児童委員協力員活動報告書（第３号様式）を毎月提出しなければならない。
（活動費）
第９条　市長は、協力員の職務の遂行について、実費弁償として活動費を支給するものとし、その額は、月額2,000円とする。
２　活動費の支給は、協力員が委嘱された日の属する月から始め、協力員でなくなった日の属する月で終わる。
３　前項の規定にかかわらず、活動実績がない月の活動費については支給しない。
４　活動費は、毎年４月と10月に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、民生委員の任期満了に伴う一斉改選の年度にあっては、４月と12月に、それぞれの前月までの分を支払う。

（遵守事項）

第10条　協力員は、その職務を遂行するに当たっては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によって、差別的又は優先的な取扱いをすることなく、かつ、その処理は、実情に即して合理的にこれを行わなければならない。

2　協力員は、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

3　協力員は、活動により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

4　協力員は、前３項を遵守する旨の誓約書（第４号様式）を市長へ提出しなければならない。

（解嘱）

第11条　市長は、協力員が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを解嘱することができる。

⑴　職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

⑵　職務を怠り、又は職務上の義務に違反した場合

⑶　前２号に掲げるもののほか、市長が協力員としてふさわしくないと認めた場合

2　前項の規定にかかわらず、市長は、協力員から春日井市民生委員・児童委員協力員辞任願（第５号様式）が提出されたときは、当該協力員を解嘱することができる。

（雑則）

第12条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

第１号様式（第５条関係）

春日井市民生委員・児童委員協力員推薦書

年　　月　　日

（宛先）春日井市長

中学校区民生委員児童委員協議会

会長名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

当中学校区民生委員児童委員協議会の以下の民生委員・児童委員は、民生委員・児童委員協力員の設置を必要としており、かつ候補者は適格であると認められるため、春日井市民生委員・児童委員協力員の設置に関する要綱第５条第３項の規定に基づき、以下のとおり推薦します。

設置要請者（民生委員・児童委員）

氏名		整理番号	
担当地区			
協力員が必要な理由			
委嘱希望日			

民生委員・児童委員協力員候補者

ふりがな			生年月日	年　月　日 満　　歳　※委嘱予定日現在	
氏　名			電話番号		
住　所	〒				
職　業		民生委員経験歴	有　・　無	配置要請者との関係	

第２号様式（第６条関係）

（表）

春日井市民生委員・児童委員協力員身分証明書

写　真

氏　名

生年月日　　　　　年　　月　　日

上記の者は、民生委員・児童委員協力員であることを証明します。

有効期間　　　　　年　　月　　日まで

年　　月　　日

春日井市長　　　　　　　　印

（裏）

注意事項

1　民生委員・児童委員協力員として活動を行うときは、本証を常に携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示すること。

2　他人への貸与若しくは譲渡又は記載事項の改ざんをしないこと。

3　紛失したとき又は記載事項に変更があったときは、直ちに春日井市長に届け出、再交付を受けること。

4　退任等により民生委員・児童委員協力員でなくなったときは、直ちに返還すること。

第３号様式（第８条関係）

春日井市民生委員・児童委員協力員　活動報告書

（　　　　　年　　　月分）

地区名　　　　　　　　　中学校区

民生委員・児童委員氏名

協力員氏名

活動等実績

１　活動日数	日
２　活動件数	
⑴　訪問・地域見守り活動	延べ　　　件
⑵　周知・啓発活動	延べ　　　件
⑶　地域行事等への参加	延べ　　　件
⑷　地区民児協への代理出席	延べ　　　件
⑸　その他の活動	延べ　　　件
３　民生委員・児童委員との連絡調整回数	延べ　　　件
自由記載欄（特記事項など）	

第４号様式（第10条関係）

誓　約　書

（宛先）春日井市長

〇春日井市民生委員・児童委員協力員としての活動を行うに当たり、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によって、差別的な取扱いをしません。

〇活動上の地位を、宗教布教又は政党、政治的目的のために利用しません。

〇職務上知り得た秘密を他に漏らしません。また、その職務を退いた後も同様に漏らしません。

上記について遵守することを誓います。

年　　月　　日

住所

氏名

第５号様式（第11条関係）

春日井市民生委員・児童委員協力員辞任願

年　　月　　日

（宛先）春日井市長

住所

氏名（自署）

民生委員・児童委員協力員を辞任したいので、次のとおり願い出ます。

辞任日	年　　　月　　　日
辞任理由	
確認欄	中学校区民生委員児童委員協議会 会　長　　　　　　　　氏名（自署）
	担当民生委員・児童委員　氏名（自署）

春日井市民生委員・児童委員協力員　再任要望願

（宛先）春日井市長

民生委員・児童委員氏名

地区名

私は、民生委員・児童委員活動を行う上で、民生委員・児童委員協力員の配置を必要とするため、次の者を再度委嘱していただくことを要望します。

委嘱を希望する民生委員・児童委員協力員

氏名	
住所	春日井市
現在の委嘱期間	令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日
次の委嘱希望期間	令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日 ※期間は、現在の委嘱期間の翌日から１年か、現在の委嘱期間の翌日から民生委員・児童委員の任期終了日のどちらか短い期間としてください。

市使用欄

協力員への確認日	地区民児協会長への了承日
令和　　年　　月　　日	令和　　年　　月　　日

春日井市民生委員・児童委員協力員活動費　振込口座届

（宛先）春日井市長

住所

氏名

地区名

春日井市民生委員・児童委員協力員活動費を、次の口座に振込してください。

金融機関名	
支店・出張所名	
口座種別（該当する方に〇）	普通　　　　当座
口座番号	
口座名義人（カタカナ）	

民生委員・児童委員協力員　活動メモ（　　　年　　　月分）

日	曜日	活動件数 (1) 訪問・地域見守り活動	(2) 周知・啓発活動	(3) 地域行事等への参加	(4) 地区民児協への代理出席	(5) その他の活動	民生委員・児童委員との連絡調整回数	備考（活動概要など）

※このメモは、活動報告書を作成やご自身の活動の記録として使用してください。
　<u>提出の必要はありません。</u>